

みやま市総合市民センター（仮称）建設設計業務委託プロポーザルに係る参加表明書等に関する質問に対する回答書

平成29年9月12日

| 項目番号 | 書類名称 | 項 | 質問事項 | 回答事項 |
|------|------------|-------------|---|---|
| 1 | プロポーザル実施要領 | 5 (11) | 「建築物の類型第三号及び十二号建築物（以下「市民センター等」という。）のうち、延床面積6,000㎡以上を有する建築物の新築に係る基本設計業務（以下「建築設計」という。）を完了した実績」とありますが、隣接する2棟の合計面積でも実績としてみなせますでしょうか。 | 一連の工事で一体的に建設された建築物において、隣接する複数等の床面積の合計面積をもって実績とみなすことは可能です。 |
| 2 | プロポーザル実施要領 | 6 (2) | 「管理技術者は、平成9年4月1日以後着手し、延床面積4,000㎡以上の市民センター等の新築に係る建築設計に管理技術者として従事」とありますが、隣接する2棟の合計面積でも実績としてみなせますでしょうか。 | 項目番号1の回答のとおりです。 |
| 3 | プロポーザル様式集 | 様式3号～9号 | 様式第3号～第9号に記載する実績について、以下の考え方で、取りまとめる予定です。評価項目や評価事項等について、問題がある場合はご指示ください。 ・代表例の欄には、本計画が想定してる部門（文化・芸術部門、健康増進部門、子育て支援部門）のうち、2以上同じ機能を有する施設を記載します。同じ機能を数多く有している施設が、より高評価と判断しました。 ・規模順の欄には、別添二の類型第三号及び十二号に該当する施設のうち、規模（延床面積）が大きい順位に記載します。規模が大きいほど高評価と判断しました。 | 代表例の欄には、市民センター等の建築設計業務のうち代表例を記載してください。なお、評価基準をお示しすることはできません。 規模順の欄については、お見込のとおりです。なお、評価基準をお示しすることはできません。 |
| 4 | プロポーザル実施要領 | 10 (4) ④ イ) | 添付する書類は「各様式ごとにひとつにまとめ、左上ホッチキス1箇所留めしてその上に割印」としてよろしいでしょうか。 | 結構です。なお、ホチキス留の位置は左側としますが、ホチキス留の箇所数は特に指定しません。 |
| 5 | プロポーザル様式集 | 様式4号～9号 | 各技術者の業務実績において「携わった立場を確認できる資料（発注者が発行した証明書、契約書等）の写しを添付」とありますが、以下は「確認できる資料」に該当すると考えてよろしいでしょうか。 ① PUBDIS（公共建築設計者情報システム）の写し ② 発注者に提出した業務履行証明書・設計体制表等の写し ③ 建築士法の規定に基づき委託者に交付する書面 ④ 確認申請書の第二面等の写し ⑤ 参加表明者が発行する証明書 ⑥ ISOのチーム編成表等の写し ⑦ 建築雑誌の写し | 様式第4号～第9号の欄外の注記3.の「携わった立場を確認できる資料」は、実績における業務名、規模等及び立場が確認できる発注者が発行した証明書、契約書の写し等を原則とします。ただし、立場の証明書の発行が不可能な場合は、それを確認できる次の資料を以て替えることができるものとします。 ①PUBDISの業務カルテ詳細情報の写し ②発注側の受領印のある技術者届出書の写し ③実績証明書（TECRIS）の写し ④発行元がわかる掲載雑誌の写し |

みやま市総合市民センター（仮称）建設設計業務委託プロポーザルに係る参加表明書等に関する質問に対する回答書

平成29年9月12日

| 項目番号 | 書類名称 | 項 | 質問事項 | 回答事項 |
|------|------------|-------------|--|--|
| 6 | プロポーザル様式集 | 様式4号～9号 | 各技術者の業務実績については、設計事務所の設計業務実績（様式3）の欄外5に記載の「PUBDISの業務カルテ詳細情報又は実績の確認できる書類（契約書（発注者、契約日、期間がわかるもの。）、施設面積等の写し）」は添付不要と考えてよろしいでしょうか。 | 様式4～9号の欄外の注記3. において「携わった立場を確認できる資料（発注者が発行した証明書、契約書等）の写しを添付すること」を求めています。また、実績が重複する場合であっても契約書等は各様式ごとに添付が必要となります。 |
| 7 | プロポーザル様式集 | 様式3号～9号 | 設計事務所および各技術者の設計実績として、平成21年国土交通省告示第15号別添二の表の類型第三号に該当する業務（体育館・武道場・スポーツジムなど）で固定席や可動席がないものを様式3～9に記載する場合、「客席数」の欄は備品としての椅子などによる想定レイアウトに基づく客席数としてよろしいでしょうか。また、ホールに該当する機能がない時は「ホール面積」「客席数」の欄は「0」または「なし」としてよろしいでしょうか。 | 客席数は、固定席数又は可動式席数、固定席と可動式席を併用している場合はその合計の数を記載してください。パイプ椅子などによる想定レイアウトに基づく客席数は認められません。ホール機能を有さない施設の場合は、「ホール面積」「客席数」は共に「なし」と記載してください。 |
| 8 | プロポーザル様式集 | 様式3号～9号 | 設計事務所および各技術者の設計実績として記載する業務について、複数のホールを持つ建築物の場合、「ホール面積」「客席数」の欄は最も大きなホールについて記入するものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 9 | プロポーザル実施要領 | 2 (2) ② | その他各種申請・届出支援業務について、今回の業務内において想定される以下の申請、届出については下記の認識でよろしいでしょうか。 【業務に含まれるもの】 ・建築基準法関係法令の申請、届出 ・開発行為の届出 【業務に含まれないもの】 ・市道の廃道、付替えの協議、申請 ・敷地の用途地域の変更の手続き | お見込みのとおりです。 |
| 10 | プロポーザル実施要領 | 5 (1) | プロポーザル参加業者は単体企業であることとありますが、技術提案書等作成要領の1. 一般事項 (5) では「代表構成員の署名、捺印をし提出」とあります。共同企業体での応募は実施要領に基づき、認められないものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、プロポーザル実施要領6 参加条件 (8) に基づき、協力者（協力事務所）を加えることは可能です。 |
| 11 | プロポーザル実施要領 | 10 (4) ③ ロ) | 様式2号から様式11号は様式ごとにそれぞれホチキス止め（様式+添付書類）で、その10通の様式をクリップ止めでまとめる形でいいでしょうか。 | 結構です。 |
| 12 | プロポーザル実施要領 | 10 (4) ③ ハ) | 様式のみをホチキス止め（左上1ヶ所）でいいでしょうか。 | ホチキス留めは行わず、クリップ留で提出して下さい。 |

みやま市総合市民センター（仮称）建設設計業務委託プロポーザルに係る参加表明書等に関する質問に対する回答書

平成29年9月12日

| 項目番号 | 書類名称 | 項 | 質問事項 | 回答事項 |
|------|------------|-----------------|--|---|
| 13 | プロポーザル実施要領 | 10 (4) ④ イ) | 添付書類のホチキス止めは左側2カ所とし、割印は各ページの境目に押印する形でいいでしょうか。 | 項目番号4の回答のとおりです。 |
| 14 | プロポーザル実施要領 | 2 (6) | 別途発注予定の「監理業務委託」は、設計業務を委託する企業との随意契約でしょうか。 | 監理業務委託の発注の方法は未定です。 |
| 15 | プロポーザル実施要領 | 5 (11) 6 (2) | 対象となる実績期間は、平成9年4月1日以後に着手し、本業務（プロポーザル）の参加表明提出日までに業務を完了したものと考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 16 | プロポーザル実施要領 | 5 (11) | 「市民センター等」には、庁舎も含んで宜しいでしょうか。 | 平成21年国土交通省告示第15号別添二の表、建築物の類型第三号及び十二号に該当する建築物とするため、庁舎は該当しません。 |
| 17 | プロポーザル実施要領 | 6 (6) | 設備設計一級建築士の資格を有するものは、電気設備主任技術者もしくは機械設備主任技術者とさせて頂けないでしょうか。 | 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有することとしています。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任することは認められません。 |
| 18 | プロポーザル実施要領 | 10 (3) ③ | 平成29年9月13日(水)午後5時までに公開される回答の内容について疑義が生じる場合、もしくは質問の意図と異なる回答が確認された場合、どのように対応すれば宜しいでしょうか。 | 参加表明書等にかかる質問の回答に対する疑義は受け付けません。 |
| 19 | プロポーザル様式集 | 様式第4号 | 管理技術者について、実績として必要な4,000㎡以上の建物の設計は、代表例(1件)のみとし、その他2件については、規模によらないものと考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 20 | プロポーザル様式集 | 様式4号～5号 | 管理技術者及び主任技術者が「携わった立場を確認できる資料（発注者が発行した証明書、契約書等）の写し」について、発注者が発行した書類がない場合、自社で証明する書類等に代えても宜しいでしょうか。 一般的に契約書では、各々の担当者が携わる立場までは記載されていません。 | 項目番号5の回答のとおりです。 |
| 21 | プロポーザル様式集 | 様式5号～9号 | 主任技術者の実績は、代表例及びその他2件とも規模によらないものと考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |